

全公連だより

VOL. 18

令和5年9月1日発行



金沢駅鼓門・もてなしドーム 撮影者：石川協会



全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

全公連だより VOL.18令和5年9月号 目次

1	新体制を迎えて	2
	全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 会長 榊原 典夫	
2	令和5年度新体制を迎えて	4
	～制度環境の共有から調和へ～ 日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎	
3	令和5年度新体制を迎えて	5
	全国土地家屋調査士政治連盟 会長 椎名 勤	
4	公嘱業務と低入札価格対策	6
	上智大学教授 楠 茂樹	
5	災害時協定書を締結した企業様から新製品や業 務の効率化に対する提言	8
	「測量の常識が変わる【斜めにして測れるプリズ ムポール】」 【ライカジオシステムズ株式会社】	
6	ブロック総会報告	10
7	全国の各協会紹介	12
	【奈良協会】【石川協会】	
8	会務報告	14
	第38回定時総会、第1回研修会報告	
9	全公連ニュース	16
	狭あい道路解消シンポジウム開催案内 会議経過及び今後の会議予定	
10	知っとく情報	17
	「コノエの「標」にまつわるグッズ御紹介 【最近特にお客様の関心が高い商品】」 株式会社コノエ 測量事業本部	
11	コラム【ハウキンの道草】	19
	「祝！ 財務省通達改正」 元東京法務局長 寶金 敏明	
12	全国お役所百景	23
	岐阜市役所	
13	編集後記	24

新体制を迎えて

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会 会長 榊原 典夫

平素は全公連の活動につきましてご支援をいただいておりますことに、この稿をお借りしてお礼申し上げます。

また、今般の全公連定時総会において、全国各ブロックのご支援のもと4期目となる会長に就任することができました。心から御礼申し上げます。



今は、日本土地家屋調査士会連合会(以下、「日調連」という。)、全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)、全公連との土地家屋調査士三会が、かつてない結束で協働しています。現在の状況を更に前に進め土地家屋調査士の地位の向上と生計の安定を図らなければならないと実感しております。

全公連会員である全国の加盟協会の皆様には、今後とも変わらぬご支援ご協力をお願いいたします。

昨年は全公連出前研修会を全国8ブロックで開催していただきました。開催にあたり各ブロックの公嘱協会役員の皆様にご大変お世話になり誠にありがとうございました。この稿をお借りして御礼申し上げます。

現在、出前研修会において頂いたご意見ご要望等を精査いたしておりますが、中でも総務経理関係の収支相償や、インボイスへの対応についての要望を数多くいただいております。

この件については、全公連総会の翌日に開催しました第1回研修会において、内閣府の見解を内閣府公益認定等委員会事務局総務課から講師をお招きしご講演いただきました。

また昨年は、日調連による調査士報酬に係る歩掛が改定されました。20年来報酬規程の見直しが行なれないまま運用されていた作業歩掛が、登記行政のデジタル化の推進によるオンライン申請等の登記手続が進む中で、実態に沿った報酬基準としての作業歩掛の提示となっており、公共嘱託登記手続においても官公署が運用する報酬額規定の見直しも検討すべきであると考えています。この件につきましては、昨年末に、中央用地対策連絡協議会の事務局を担当している国土交通省不動産・建設経済局土地政策課公共用地室との協議をお願いしており、7月4日には全公連との第1回担当者会議を行いました。

その他、協会業務の推進と研究についても多くのご

助言、ご提案もいただいております。頂いたご提案につきましては、全公連執行部において全力で取り組む所存でございます。

さて、今年度も日調連と全調政連との三会による打合せ会議を、タイムリーに、継続して行い、特に狭あい道路解消に係る登記業務は、国土強靱化に必要な国土の利用の観点からも、より公共性の高い土地家屋調査士業務として、日調連を中心に三会が協働して啓発に取り組んで参ります。

そこで、今年度10月24日には、近畿ブロックにおいて日調連主催、全調政連、全公連共催による狭あい道路解消シンポジウムを開催し、国会議員と地方議員、そして地方自治体の関係者を対象に、狭あい道路解消に係る事業の重要性を広報することとしました。

このシンポジウム運営は、日調連近畿ブロック協議会が行い、全公連近畿ブロック協議会の各公嘱協会が地方自治体関係者への広報を受け持ち、全調政連が近畿圏の国会議員と地方議員への広報をそれぞれ担当いたします。

是非多くの参加をお願いし、狭あい道路解消に係る事業(登記処理)が基盤整備の観点からも社会生活の安全と安心に繋がることを、一人でも多くの方に広報したいと思っております。

現在、受験者数も激減し、団塊の世代の廃業が進む土地家屋調査士を取り巻く環境は、制度の継続すら読めない状況にあると言わざるを得ません。

しかし現在、民法の一部改正により相続登記の義務化、相続土地国庫帰属法の創設、所有者不明土地関連法、土地基本法の一部改正による土地所有者の責務の規定等、国民生活に直結する法改正や法整備が行なわれています。

このことは我々土地家屋調査士にとって、ある意味追い風とも言えると思っております。

チャンスを掴み取るためには、業界団体が一つになり結束して事に当たらなければなりません。

我々公嘱協会は、嘱託登記手続の安心と安全を提供することで、公益目的法定事業や関連事業の拡大に向け努力し実績を勝ち取ることで。

その為に、必要な法整備として土地家屋調査士法第64条(公嘱協会の業務範囲)の一部改正を要望しています。この件は、私が会長就任以来お願いしてきた改正要望であり、協会にとって実のある改正をお願い

したいと思います。

全公連加盟の公嘱協会は、全国の多くの地方自治体から公嘱協会が選択され、官民境界確認補助業務を受託しています。

このことは社会が協会に求める事業として受託しており、正しく立法の実証を経て勝ち取った業務であると言えます。

これらの業務が公嘱協会において適正且つ円滑に

実施できる法整備を今後とも要望してまいります。

全公連は、あらゆる事業活動が持続可能で、活力ある公嘱協会の組織改革に向け、全公連新役員と共に新たな挑戦をしてまいります。

全国の加盟協会の皆様方におかれましても、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和5年度新体制に向けてのご挨拶と致します。



奈良県香芝市にある屯鶴峯 撮影者：森本英利

令和5年度新体制を迎えて～制度環境の共有から調和へ～

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

本年、6月に開催されました、日本土地家屋調査士会連合会第80回定時総会において、会長に選任いただきました岡田潤一郎です。通算で3期目の会長職となりますが、どうぞよろしくをお願いします。



現在、専門資格者としての土地家屋調査士を取り巻く環境は、その歴史において最も大きな変革の時にあると認識しているところです。

改正土地家屋調査士法の成立から5年目を迎えるとともに、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が施行され、相続登記の申請義務化施行まで一年を切りました。

また、土地基本法の大改正から三年が経過し、国土の適正な利用と管理の在り方に社会的な意識転換も感じられるところです。

私たち土地家屋調査士は、これらの国民生活に密接に関係する制度の変革という潮流を不動産の表示に関する登記、そして土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、社会に正しく伝える責務を引き続き担うこととなります。

そして、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の創設意義を含めた、制度の歴史と情報を共有することにより、意識の共有につなげ、更には行動の共有へと進み、未来に向けて制度と国民生活をつなぐ架け橋になると考えており、社員一人一人が、日々の業務を遂行することにより、不動産に関する権利の明確化に寄与し、社会に安定した生活を提供する職責を全うし、土地家屋調査士制度環境の共有から調和を目指していただきますようお願いするところです。

また、多くの社員の皆様にご尽力いただいている地図づくりに関して、「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針2023）」の本文に「基本方針等に基づき、地籍調査や法務局地図作成等を含む所有者不明土地等対策を進めるとともに、空き家対策と所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進する。」と宣言されるに至った事実を踏まえ、経済効果、事前復興などの多角的な観点から重要性を更に強く、広く周知し、予算措置拡充についても訴え続けてまいります。

次に、改正土地家屋調査士法の成立からから五年目

を迎える今、次なる土地家屋調査士法改正に向けた議論と行動を起こし、歩を踏み出す必要があると考えています。公共嘱託登記土地家屋調査士協会が土地家屋調査士法第64条（公嘱協会の業務）を現在の社会的要請にも十分に応えられる条項とする必要性を発信することにより、国民生活の安定と向上に資する資格者団体としての意義が拡大し、社会との調和につながると考えているところです。

さらに今期、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会とともに強力に推進する事業として、幅員4メートル未満の狭あい道路の解消に対して福祉車両及び緊急車両の乗入れ困難地区の環境整備、火災時の延焼防止、災害時の避難経路としての安全確保等、私たちの経験と能力、特性を活かした方策を提言し、地域互助と地域防災という形で国民生活の安心、安全に寄与したいと考えております。

今後も日本土地家屋調査士会連合会は、制度を未来につなぐことを見据え、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会及び全国土地家屋調査士政治連盟との強い絆のもと、制度環境の共有から調和を目指して活動してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

このたび、「全公連だよりVOL.18」が発刊されますこと誠におめでとうございます。

本誌が全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（全公連）の広報誌として、全国の公嘱協会の活発な活動に役立つことをご期待申し上げます。



さて、2006年における全国の表示に関する登記の申請件数は、632万件でありましたが、2020年においては304万件にまで減少し、必然的に土地家屋調査士業務も大きく減少しました。

これに比例するように、土地家屋調査士試験受験者は、2006年には6523人であったのに対し、2020年には3785人にまで減少し、資格者の中で最も少ない受験者となってしまいました。

そして、ある雑誌が特集した「食べて行ける資格10傑」においては、土地家屋調査士の名前が無い、というショッキングな結果も発表されています。

近年の土地家屋調査士業界が、いかに魅力のない業界として外部から評価され、受験者が減少してしまったか、制度の充実・発展を担う私達役員は、この実態をしっかりと認識し、その対策に努めなければなりません。

全国土地家屋調査士政治連盟（全調政連）は、本年3月に定時大会を開催し、新役員による活動を開始致しました。

令和5年度運動方針の核となるのは、土地家屋調査士業務のパイを拡大し、報酬の安定を図り、土地家屋調査士の所得を向上させ、土地家屋調査士の豊かならしを実現することにあります。

その理由は、これらの土壌があってこそ、資格者として優れたサービスを提供でき、我が国のインフラ向上に寄与できると考えるからであります。

具体的な取り組みは、狭あい道路整備促進事業の拡大、公嘱協会が筆界を明らかにする業務を誇りをもって行うための法的環境整備、法第14条地図作成予算の増額、低価格入札の防止、及び政治連盟会員の増強であります。

狭あい道路整備促進に関しては、自治体が狭あい道路解消に取り組むためのガイドラインを国土交通省

において今年度中に作成されることになりました。

今後、地方自治体に対し、いかにしてガイドラインの周知を図るかが次のステップになります。

また、これとは別に、狭あい道路解消の気運を全国的に高めるために、今年度神戸市において、日本土地家屋調査士会連合会（日調連）を主催者とし、狭あい道路解消シンポジウムを開催致します。

次年度以降も全国各地を巡り開催する計画であります。

公嘱協会に関する法改正については、日調連と連携し各党議員連盟に要望書を提出致します。

本件法改正に関しては、公嘱協会の参画により官公庁や申請者を含めた社会の利益が著しく向上するものでなければならず、当事者たる公嘱協会の弛まぬ努力と研究・研鑽が求められることとなります。

法14条地図作成については、予算の増額を継続して要望することは言うまでもありませんが、その一方で、作業機関において適正な利潤を確保できる作業方法の検討が急務と考えます。

低価格入札の防止については、引き続き全公連からのデータ提供に基づき、しっかりと連携し、著しい低価格入札に対しては、必要な政治活動を行います。

政治連盟会員の増強は、上記の活動を支えるマンパワーと財源の確保のために欠くことが出来ません。私達は、公嘱協会の皆さんの政治連盟への全員加入を希望するところであります。

結びにあたり、全調政連の政治活動は、日調連、全公連、全調政連の三者連携体制の下で行うことを基本としています。

三者バラバラの活動では、外部の信頼を勝ち取ることとは出来ず、決して大きな目標を達成することは出来ないと確信するからであります。

三者がそれぞれの立場を乗り越え、業界を挙げての活動によって、魅力ある土地家屋調査士制度を勝ち取りましょう。

公嘱業務と低入札価格対策

上智大学法科大学院・法学部 教授(全公連顧問) 楠 茂樹

2023年(令和5年)度より、国土交通省関東地方整備局においては、公共嘱託登記業務について以下の対応がとられることとなった。



- 1) 予定価格が100万円を超え1000万円以下業務において、新たに「品質確保基準価格」を設定する。
- 2) (1000万円を超える業務) 又は品質確保基準価格を下回る価格で入札があった場合、履行現実性の審査・評価を実施することとし、履行現実性の審査・評価を経て契約した者に対しては、履行体制の強化等の実施を求める。

まずは法的状況を整理しておこう。競争入札が選択される場合の会計法上の原則は、予定価格の範囲内で最低の価格を示した応札者が落札するというものであるが、同法29条の6第1項但し書きは、「相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき」等の事情があれば、その価格を提示した応札者を除いた他の応札者を当該契約の相手方とすることができると定めている。

この規定を受けた予算決算及び会計令84条は、その対象が「予定価格が1千万円…を超える工事又は製造その他についての請負契約」であることを定めている。2022年(令和4年)度において1000万円を超える公共嘱託登記業務をこの規定の対象にしていることからわかる通り、局は公嘱業務を請負と位置付けているということになる。同85条は「各省各庁の長は、会計法第29条の6第1項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。」と定めているが、ここでいう基準が、各発注機関が設定している「(低入札)調査基準(価格)」といわれるものだ。要するに、この価格を割った応札価格は仮にそれが最低価格だったとしても自動的に落札させるのではなく、履行が十分に可能

であるかどうかを調査し、合格した場合のみに落札者として扱うということである(同86条参照)。

しかしこれまでの制度運用は必ずしも機能しなかった。関東地方整備局の説明資料には以下の事情が記載されている(一部修正を施した)。

公共嘱託登記業務について、予定価格が1000万円を超える場合、調査基準価格を設定のうえで、落札価格が調査基準価格を下回ったときは、低入札に係る調査を実施しているが、依然として低入札の発生が見られ、登記業務における成果の品質低下が懸念される状況となっている。また、公共嘱託登記業務(表示)では、現地調査に関する記載が明記されていないことから、受注者によって異なった作業が行われており、登記業務における成果の品質低下が懸念される状況となっている。

予定価格が1000万円を超える場合には低入札価格調査は行われているが、低価格入札には歯止めがかかっていない。低入札価格調査を実施したとしてもしっばなしでその後の品質確保対策を担保するための取り決めがない、ともいう。そしてより深刻なことに、表示も権利もごっちゃになっており、表示に係る公共嘱託登記業務については現地調査に関する記載が明記されていなかったという。つまりは本来すべき業務がなされていない可能性があるということだ。業務の手抜きを許せば、当然、価格破壊も生じるはずだ。予定価格が1000万円以下の場合、予算決算及び会計令において低入札価格調査に関する取り決めがなく落札60%以下が頻発しているという。

そこで関東地方整備局は冒頭に掲げた対応を行うと宣言した。要するに、低価格対策の厳格化である。従来低入札対策が行われていた予定価格1000万円以上の業務については、より実質的に調査を行い(履行現実性の審査・評価を実施)、その後の体制チェックも厳しくするという。一方、1000万円以下の業務については、「品質確保基準価格」を導入するという。

この新たな制度は、会計法や予算決算及び会計令が予定しているものでは必ずしもないが、おおよそ請負契約である以上、一定の品質を前提とした完成義務が受注者に発生するが、発注者においてはその品質確保のための防衛策として下限価格対策が認められる

べきであって、法は必ずしもこれを否定してはいない。ただ、予算決算及び会計令上、制度的に予定されているものではないというだけの話である。機能面においては、低入札価格調査と品質確保基準価格を割った場合の調査（品質確保調査といってもよかろう）はお互いに変わることはない。今年度の関東地方整備局発注の公嘱業務の入札公告を見ると、「品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。」とされている。

競争入札が実施される公嘱業務の発注においてはダンピングが深刻であり、これに一定の歯止めをかける下限価格の厳格化は喜ばしいことであるが、これは第一段階であって、最終段階ではない。

ダンピング受注には2通りのパターンがある。一つが品質で勝負できずコストを極端に削ることで採算を合わせるパターン。そしてもう一つが、コストをかけて品質を維持しようとするが、そういった安かろう、悪かろう業者に付き合わされて価格を下げざるを得ない、というパターン。その帰結は、しばしば指摘される「悪貨が良貨を駆逐する」というものだ。

確かに、ダンピングが抑止されればダンピングを理由とした品質低下のリスクは小さくなる。しかし、下限価格ギリギリで落札したといっても、受注者の経験や技能に差がある場合、低品質のところと高品質のところとが分かれるのは、結局同じことである。「悪かろう」業者は価格が上がっても「悪かろう」業者であることには変わりはなく、もちろん調査の厳格化によって除外することはできるが、そこには限界がある。有資格者要件を満たした法人であるならば応札可能であるのが一般であり、入札参加資格で絞り込めない以上、品質問題は常につきまとう。

品質の競争ができない競争入札ならば、予想される結果は下限価格周辺への張り付きであり、場合によっては抽選が多発するかもしれない。法律の建前では、入札参加資格を満たす以上、誰がやっても品質は同じだという想定がなされているのであるが、実際そんなことはない、というのが現場の体感だろう。そうであれば品質の競争をより積極的に導入すべきだ。その第一の候補が総合評価方式であるが、そこにハードルがあるのであれば企画競争方式も一考に値するし、公嘱業務の特性を考えたらそちらの方がふさわしいともいえる。最初から経験と技術に優れた法人が当初より明らかである場合、特命随意契約が妥当するということは、いうまでもないことである。

上記の議論は、単純な競争入札に安直に振り切って

しまっただけでそこから脱却できない発注機関の選択について論じるものである。競争は確かに重要である。しかし、競争のリスクも考えなければならない。そして特命随意契約であっても、発注者が競争の可能性を考慮し、特定の法人が明らかに優れていると考えているからこそ、そうするのであって、とするならば、そこには発注者側の候補者の比較、絞り込みが前提になっているはずだ。そういう過程もある種の競争ではないだろうか。後はきちんとその事情が説明できるかどうかだ。説明責任が果たせる随意契約には何の問題もない。

最後に、何度でも繰り返しておくべき、随意契約をめぐる最高裁判決を引用しておこう。

競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も……該当するものと解すべきである。

中立な立場からいかなる契約方式が妥当か問われれば、このように答えるしかない。「発注者の利益、延いては国民の利益に最も適うように、最も適切な契約相手と契約条件に到達させる方式」が妥当である、と。特命随意契約がそうなのであればそれでよい。競争という形式が必要ということであれば企画競争、競争入札という手続を前提にするならば総合評価方式、最低価格自動落札方式の下でというならば厳格な下限価格の設定、というふうを考えることになる。重要なのは目的意識を持つことだ。行政はとにかく形式や体裁に拘る傾向があるが、それではいけない。

(了)

測量の常識が変わる【斜めにして測れるプリズムポール】

ライカジオシステムズ株式会社 サーベイソリューション営業部 杉野由奈

■傾斜補正付きプリズムポール Leica AP20 AutoPole



写真1: AP20 の計測場面

昨年、当社は世界初の傾斜補正付きプリズムポール Leica AP20 AutoPole (以下、AP20) をリリースした (写真 1, 2)。自動追尾機能を持つトータルステーション (Leica Viva TS16 他) と共に使用できるプリズムポールで、斜めに傾いた状態で計測できることから従来の測量の常識が覆されるような画期的な製品である。ポールを斜めにしてもポール先端のターゲットポイントの座標を測定できるのは、AP20 が IMU (慣性計測装置) 技術을 ベースとして傾き補正をかけてくれるからだ (図 1)。

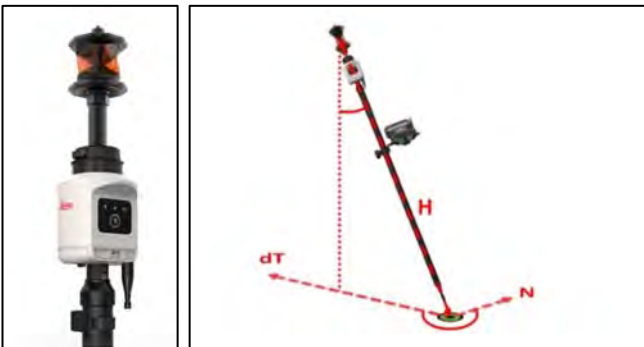


写真2: AP20 図1: AP20のターゲット位置

では、斜めに測れることで具体的にどのようなメリットがあるだろうか。主なメリットとして次の3点を挙げる。

①【測量スピードが向上する】

気泡管を合わせることなくポールの先端のみを対象物にあてれば計測できるので、これまでの測量時間を大幅に短縮することが可能となった。特に杭打ちの場合にはポイント付近でポールを垂直にすると対象

箇所からずれることが従来の計測方法ではよくあるが、AP20 を使えばその煩わしさから解放される。

②【計測できるポイントが広がる】

塀や壁沿い、車の下等これまでポールを垂直に立てられず測定が困難であったポイントも斜めにして測ることができるようになる (写真 3, 4)。

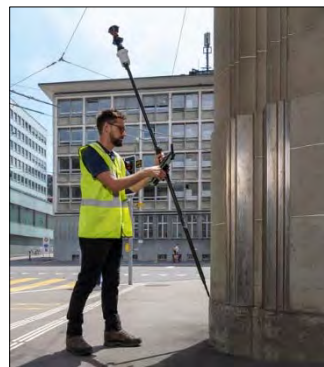


写真3: 壁面の計測

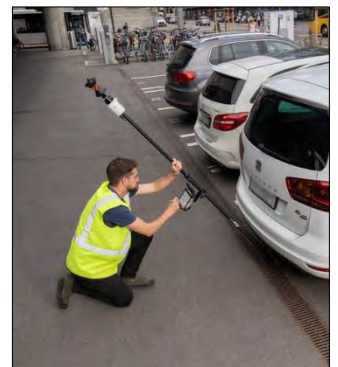


写真4: 車の下の計測

③【裏側の点が測れる】



写真5: 木の裏側を計測する場面

ポールを垂直に立てるとトータルステーションの視通がとれないポイント (壁や木の裏側等) についても、写真5のようにポールを傾ければ測ることが可能となる。これによりトータルステーションを据え変える器械設置の手間をなくせるのは現場にとって非常に有益だ。

■AP20 のポール高自動認識機能

AP20 は傾斜補正機能だけでなく“ポールハイト機能”

=“ポール高(プリズム高)を自動的に認識する機能”も有している。この機能があれば、ポール高を変えた時にその値を人の目で読み取って入力する必要がなくなる。現場によっては、障害物が多い場所は視通を確保するために複数回ポール高を変えることもあるが(写真6)、AP20であればその都度自動的にポール高の数値設定が反映されるので、手動による高さ入力ミスをなくすことができる。仕組みとしては、ポール高を変えたときにポールの5cm間隔で配置されたスナップロックのセンサーが感知してトータルステーションのソフトウェア上に数値が反映されるというものである。



写真6: 視通を確保するためにポール高さを変える場面

■AP20 ユーザーへのヒアリング

ここで、AP20のユーザーである株式会社BMフィールド様(北海道札幌市)にAP20の活用状況・事例について伺った。

1.「貴社の業務内容と強みとしている事をお聞かせください。」

「当社は北海道札幌市を拠点とし、主に道内における畑地面積把握や土地改良計画を目的とする農業測量や市街地の測量、土砂崩れなどの状況を把握して復旧計画を立てるための防災測量を多く手掛けています。受注業務に応じた機器の選定及び作業の効率化と機動力を最大の武器としていて、適正な受注価格と確かな測量成果をご提供する事こそが当社の最大の強みとなっております。」

2.「AP20を導入する決め手となった事やご使用になられたご感想をお聞かせください。」

「ミリ精度が要求される今回のプロジェクト(※)には傾斜補正機能搭載の「AP20」が非常に効果的であると確信していて使ってみると、やはり予想を上回る効果を発揮してくれました。やはり気泡管を合わせることなく観測できる傾斜補正やポールの高さを自動的に読み取ってくれるポールハイト機能は観測スピードと現場作業のストレスを大幅に低減してくれました。」

※・現場情報: 道路再整備設計にかかる現況/横断測量

- ・発注者: 北海道北広島市
- ・規模: 幅員5m、全長700mの範囲。道路内及び住宅側350点分+横断測量29本(600点分)の計測<横断中20m、1mピッチプラス変化点>

3.おわりに

「今回の業務では要求精度が高い事もあり、事前に自社で検証点を使った精度確認を行いました。実際に使用したところ、従来抱えていた課題や感じていたストレスを大幅に改善する事が出来ました。市街地の測量ですと電柱や建物、塀、池垣等、視通を遮断する障害物が多く従来法であれば複数回にわたる器械点移動が必要でしたが、AP20を活用する事で器械点移動を最小限に抑え且つ視通を多く確保する事が出来た為、1点当たりの観測スピードを大幅に向上させる事ができましたし、現場全体の効率化につなげることで発注者にアピールする事が出来ました。今後も市街地や災害地、木々の多い現場での作業効率化をはかれるものと確信しています。」(図2)



図2: 従来方法とAP20使用時の測量作業比較

■AP20に期待すること

AP20の傾斜補正機能・ポールハイト機能を使えば、生産性の向上や作業負担の軽減(経験値の少ない作業員にとっても)が期待できる。また、当社の自動追尾トータルステーション(Leica Viva TS16他)は、観測者が動かずとも器械が回転して自動的にプリズムを見つけ追尾することもできるので(パワーサーチ機能)、コントローラー(Leica CS20, CS30)を用いればワンマンでの測量も可能だ。

AP20は毎年ドイツで開催されている世界最大級の測量技術展示会INTERGEOにおいて、2022年名誉ある賞(Wichmann Innovations Award)を受賞した。世界の常識を変えた当社の技術が測量作業をより親しみやすいものにする事を期待する。

【お問い合わせ先】

ライカジオシステムズ株式会社

東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル18F

Tel: 03-6809-3901

ブロック総会報告

○中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

令和5年度中嘱連通常総会報告

開催日時 令和5年6月9日(金) 午後2時から
開催場所 KKRホテル名古屋 愛知県名古屋市
中区三の丸1-5-1

情報交換会

①登記調整業務について(測量なしの地積測量図作成及び分筆登記嘱託の業務)

②現在進行中の新規業務や、現在考察中の新規業務やアイデアについて

③各県協会での成果情報や筆界情報の管理方法
総会審議事項

第1号議案 令和4年度収支決算報告承認の件

第2号議案 令和5年度事業計画(案)審議の件

第3号議案 令和5年度収支予算(案)審議の件

第4号議案 任期満了に伴う役員改選の件

今年度の通常総会は、御来賓に名古屋副市長の松雄様らをお迎えして、総勢70名を超える人数で開催することができました。すべての議案について承認され、滞りなく終了しました。例年総会の前には情報交換会を開催しております。また、通常総会と並行して、事務局会議も開催し、各県協会の課題等について事務局職員同士で検討し、各々の協会へ持ち帰り、参考としました。



総会風景

さらに、通常総会後の懇親会では、名古屋城を眺めながら、親睦を深めました。普段交流できない方々とたくさんお話しすることができ、それぞれ良い刺激と

なりました。

来年度は富山県にて開催する予定です。また中部ブロック6県が顔を合わせられることを楽しみにしています。

中嘱連事務局(愛知協会)

○北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

・総会名等 第38回定時総会

・開催日時 令和5年7月14日(金)

午後2時30分開会

・開催場所 札幌土地家屋調査士会会議室

・出席者 協議会役員等19名

・ご来賓

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

理事 赤間 一秋 氏

理事 嶋田 智史 氏

北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会
連絡協議会

顧問 前田 登輝夫 氏





赤間理事講演



講演風景

開催に先立ち、物故社員に対する黙祷を捧げ、開会宣言に続き、植西会長から開会挨拶がありました。会則第16条により植西会長が議長になり、以下の議案について審議が行われました。

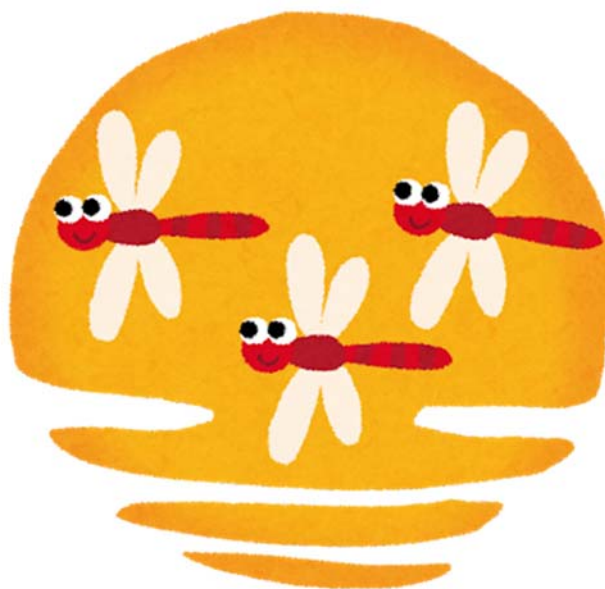
第1号議案 令和4年度事業報告並びに収支決算報告承認の件

第2号議案 令和5年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

第3号議案 役員改選

第4号議案 次期定時総会開催地の件

全議案について、審議が行われ、全議案が賛成多数で可決承認されました。なお、第4号議案の次期定時総会の開催地については、札幌市において開催することで承認されました。最後に、植西会長から閉会宣言があり、第38回定時総会は終了しました。



全国の各協会紹介

○奈良協会

<協会の概要>

奈良協会はJR奈良駅の南西方向に5分ほど歩いた杉ヶ町(するがまち)という住宅街の中にあります。一軒家の住宅を購入し、内装を改修しました。1階に事務局と小会議室、2階に会議室と書庫があり会議や理事会を行っています。敷地内に5、6台は駐車できる駐車場もあります。

現在、理事10名、監事2名、事務局は事務局長と職員1名で業務を行っています。



協会事務局

<協会の活動>

奈良協会は基本的には県内市町村との単価契約に基づく嘱託登記の受託を受けて活動しています。又、入札案件についても参加しています。法務局の14条地図作成はほぼ毎年落札しており、令和3年度、4年度と落札し田原本町内で作業を行っています。本年度

も落札し北葛城郡上牧町での作業を開始しています。立会と測量は年度の関係で4月以降でしか作業を開始出来ないため、測量がどうしても夏から秋にかけての作業となり酷暑の中、担当社員が奮闘しています。

他方で奈良市において官民境界明示補助業務を受託することが出来ました。県内の他市においても受託すべく活動しています。

<協会の自主事業>

新型コロナウイルスの流行によって集会による催しを2年ほど避けてきましたが、本年は一般の方向け講演会や社員研修を行うことが出来ました。一般市民の方に向けての講演会として、奈良地方法務局から登記官を講師に招いて「相続登記の義務化」について講演を行いました。又、社員向けの研修会として奈良県税理士協会から講師を紹介して頂き、間もなく施行されますインボイス制度について研修を行いました。

<今後の展望>

過去においては、奈良協会は単価契約に基づく嘱託登記の受託を主たる収入としていましたが、業務の発注は入札によって行うべきという風潮が強くなっており奈良県、奈良市等の大きな官公署とは単価契約が出来ていません。そのため収入源としては14条地図作成作業による受託額が収入の多くを占めています。

しかし、連絡が無くなった訳では無く相談を受けることが多くあり、協会の意義を理解して頂いています。県内には未だ契約をしていない町村もあり奈良県、奈良市も含めて地道に啓発活動を続けていきます。又、境界明示確定補助業務、狹隘道路解消に関する業務等も啓発活動を行っていますので、今後も地道に運営を行っていこうと考えています。

○石川協会

<石川県の紹介>

石川県は本州のほぼ中央部、日本海側に位置しており、地勢は南北に細長く面積は約4,186平方キロメートル、人口は約111万人(令和5年2月現在)です。

北陸はもともと伝統工芸品などの地場産業が盛んな地域で、石川県では、輪島塗、九谷焼、加賀友禅、金箔などが有名です。また、県庁所在地の金沢市は、加賀百万石の城下町の名残があり、歴史的建造物や町並みなど多くの観光地があります。



城下町古地図

2015年3月、北陸新幹線の開業によって、首都圏から県内を訪れる観光客数が増加し、観光需要拡大のほか、ホテルの建設ラッシュが進むなどの大きな経済効果をもたらしました。ここ数年はコロナの影響を受け、観光地の人出はまばらの状態でしたが、コロナ5類移行後は以前のような活気を取り戻しつつあると感じられます。

また、北陸新幹線は2024年3月に、金沢～福井～敦賀間の延伸開業が予定されており、関西・東海方面への交通便利性の更なる向上も期待されるそうです。



北陸新幹線

<協会の概要>

協会の事務局は、JR金沢駅西口から約1.8キロメートルのところにあり、すぐ近くには金沢地方法務局本局があります。また、協会事務所に隣接して、土地家屋調査士会館があるため、会議の際はお互いに駐

車を共有できるなど大変便利であり、調査士会とは常日頃より連携を図っています。



左側：協会事務所、右側：調査士会館

令和5年8月現在の社員数は122名で、協会への加入率は約74%となっています。また、円滑な会務運営に資するため、県内を7つの地域に区分し、各地域に精通した社員が業務に迅速な対応ができる体制を整えています。

役員は理事長のほか副理事長3名、常任理事(部長)3名、理事7名、監事2名で構成されており、常勤の事務局職員2名の体制で日々の会務にあたっています。

コロナ禍では、WEB会議を活用し、最初の頃は戸惑いがあったものの今は慣れ、交通費・移動時間の削減などメリットな面も多くあることから、今後もWEBと参集のハイブリット形式での会議が継続される予定です。

<事業について>

嘱託登記に係る事業では、石川県・金沢市ほか市・町より発注をいただき、業務処理にあたっています。また、地図整備の促進等に係る事業として、法務省の登記所備付地図作成作業のほか、金沢市より地籍調査事業を受託しています。地図作成作業と地籍調査事業については、プロジェクトチームを編成し、地域を問わず社員が業務に携わることができる体制をとっています。特に、経験の浅い新人の社員は、実践の場として積極的に業務に参加しており、活躍しています。

今後の課題として、狭あい道路解消登記処理業務、官民境界確認補助業務、未登記処理業務等の新規業務啓発により一層努力が必要と考えています。そのためにも、発注官公署との信頼関係構築はなくてはならないものでありますので、常日頃より適正かつ迅速な業務の遂行に引き続き努めてまいりたいと思います。

会務報告

○第1回研修会及び第38回定時総会報告

令和5年6月1日(木)13時30分から第38回定時総会、翌2日(金)9時から正午まで、第1回研修会をホテルメトロポリタンエドモント「悠久」において開催いたしました。

新型コロナウイルスが2類から5類に変更されてから初めての総会・研修会となり、対面での定時総会、2日目の研修会についてはWebでの配信も行い、多くの方に見ていただくことができ良かったと思います。

来賓をお招きして開催された総会セレモニーでは、法務省民事局民事第二課長藤田正人様、国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課課長實井正樹様をはじめ多くの来賓の方も招待することができ、やっと通常に戻ったと実感しています。



榊原会長



法務省藤田課長



国土省實井課長



会場風景

【6月1日：第38回定時総会】

総会構成員62名(全公連役員13名、各協会理事長49名)のうち、全公連役員13名、各協会理事長

48名が参加しました。議事の内容は以下のとおりです。

第1号議案 令和4年度一般会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 令和5年度事業計画(案)審議の件

第3号議案 令和5年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

第4号議案 役員改選の件

慎重審議の下、上記第1号議案から第4号議案まで無事承認可決されました。

特に、役員改選において会長は無選挙で続投となり、私を含めてより一層全国の公嘱協会のために努力していこうと決意を新たにいたしました。堀副会長の開会の挨拶で始まり、最後は伊藤副会長からの閉会の辞がなされ総会は終了いたしました。

また、数年ぶりに懇親会が開催され、理事長同士、活発な意見交換がされたように感じます。



松尾議長・佐久間副議長



堀副会長



伊藤副会長

【6月2日：第1回研修会】

6月2日(金)9時のオリエンテーションから始まり、会長挨拶に続き、講演(1)としまして、高知協会理事長の泉清博様より「地図作成作業における業務の効率化に向けて」と題してのご講演をいただきました。全国の協会において、社員の減少、高齢化等の問

題を抱えている今日に、「DX（デジタルトランスフォーメーション）化の遅れている立会業務の省力化こそ、この問題解決の鍵である」と考え、タブレットを利用した効率化に取り組み始めていって良かったです。中間的な発表とは言え、特許を取得され、今後の発展に期待をしたいと思いました。

最後に、同課審査監督調査官の遠藤範子様より、「立入検査のポイントと指摘事例」と題してご講演をいただき、非常に詳しく説明していただきました。改めて公益法人運営の基本事項を確認することができ、大変有意義な講演となりました。今後もタイムリーな内容の研修会を開催していきたいと思います。

（全公連副会長 花本 政秋）



泉講師



研修会風景

休憩をはさみ、講演（2）では、内閣府公益認定等委員会事務局総務課課長補佐の三間康司様に「公益社団法人の運営と注意点（会計編）」と題し、公益法人における消費税等の会計処理、収支相償、遊休財産額保有制限、特定費用準備資金について詳しくご説明いただき、このことは今後の協会運営に役に立つのではないかと考えます。



三間課長補佐



遠藤審査監督調査官



1. 狭あい道路解消シンポジウム開催案内

日調連主催、全調政連、全公連共催による狭あい道路解消シンポジウムを下記のとおり開催することとなりました。

日時 令和5年10月24日（火）13～17時

開催場所 神戸文化ホール 中ホール

神戸市中央区楠町4丁目2-2

講演内容 「阪神淡路大震災の教訓から」

前神戸市消防局長 鍵本 敦 氏

「岡崎市の狭あい道路解消の現状」

岡崎市役所都市政策部住環境整備

課 次長 牧野 泰司 氏

「狭あい道路の解消に向けた国土交通省の取組みについて」

国土交通省住宅局市街地建築課 課長 成田 潤也 氏

「街づくりにはたす 土地家屋調査士の役割」

国土交通副大臣 豊田 俊郎 氏

なお、会場における収容人数にも制限があることから、土地家屋調査士会員を対象にしてライブ配信を行うこととしております。

詳細及び申し込み等につきましては、日調連からの各会宛通知文書により確認願います。

2. 会議経過及び今後の会議予定

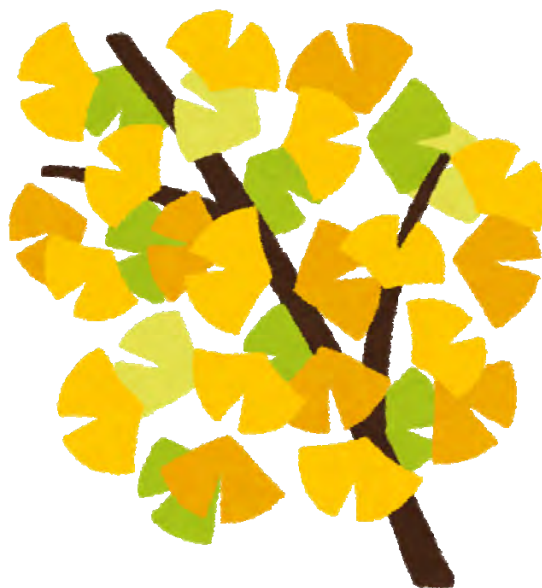
令和5年

6月14日	第2回三団体打合せ：シンポ事前打合せ（東京開催）
6月21日	第2回正副会長会議（東京開催）
6月29日	第1回公共嘱託登記委託歩掛検討委員会（愛知開催）
7月3日	第4回理事会（東京開催）
7月19日	第3回三団体打合せ：シンポ事前打合せ（東京開催）
8月9日	第3回正副会長会議（Web開催）
8月9日	第1回業務担当打合せ（Web開催）

8月21～24日	第5回理事会（書面開催）
8月25日	第1回研修担当打合せ（Web開催開催）
8月28日	第1回広報委員会（東京開催）
9月11日	第4回正副会長会議（東京開催）
10月16日	第5回正副会長会議（東京開催）
10月16日	第2回監査会（東京開催）
10月24日	狭あい道路解消シンポジウム（神戸開催）
10月25日	第6回理事会（神戸開催）
11月13～14日	第2回研修会（東京：ホテルメトロポリタンエドモント開催）

今後も全国の各協会・ブロックの活動を紹介させていただきますので、ご参考にしていただければと考えております。皆様の地元協会のイベント情報をお寄せください。

（広報委員会）



知っとく情報 : コノエの「標」にまつわるグッズ御紹介

【最近特にお客様の関心が高い商品】

①「ボッシュレーザー距離計」

GLM 100-25 C PROFESSIONAL

屋内外での測定・記録をカンタンに行える
高精度なレーザー距離計

- ズーム機能付きデジタルビューファインダーにより、100mの距離でもレーザーで正確に測定可能
- 昼間明るい屋外でも一人作業が可能
- フリップスクリーンタイプで読み取りやすい大型の高コントラスト IPS カラーディスプレイ
- レーザー距離計は Bluetooth 接続に対応しており、データを効率的に記録できます



画面で確認できるので正確に計測

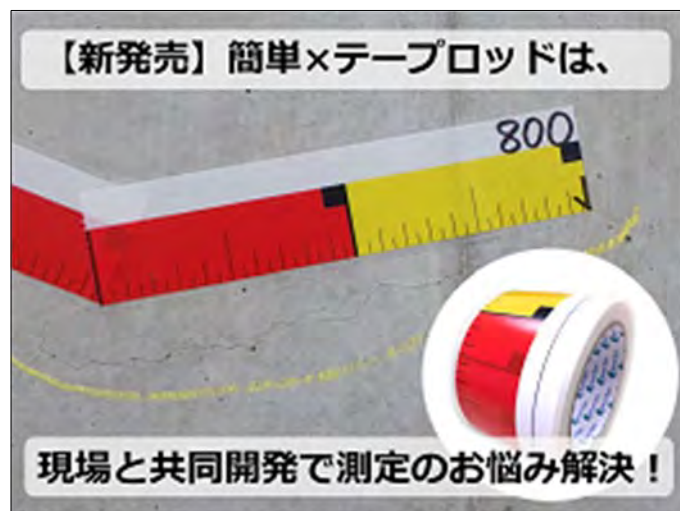
②「簡単×テープロッド」

この度国産ブルーシート・土のうメーカー萩原工業さんが、現場の方と共同開発により新製品を発売しました。

その名も「簡単×テープロッド」です！



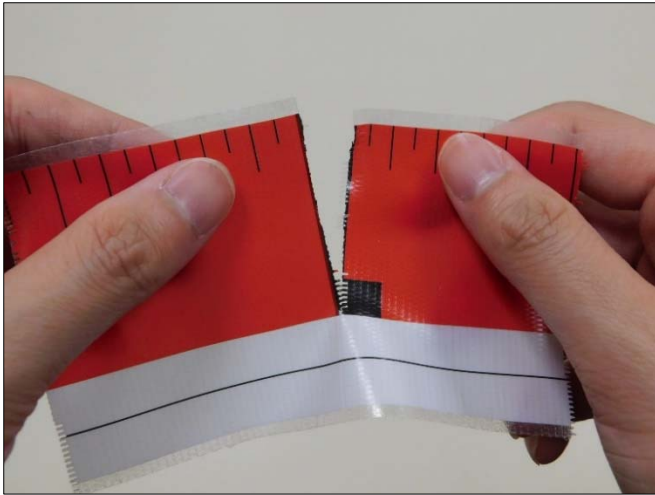
マジックで書き込み可能



ロール巻き仕様で便利



現場に直接貼り付け



手で簡単に切れる



電動なので安全

③マキタ充電式アースオーガ DG001GZ



暑い時期の埋設作業は大変

④コノエスポットマーカ筆タイプ
発売以来永年ご愛顧頂いております



品番	色	入数	単価(円)	当社在庫
SM-1	筆タイプ赤	5本入	600(1本)	○
SM-2	筆タイプ黄	5本入	600(1本)	○
SM-3	筆タイプ白	5本入	600(1本)	○

ご意見募集

コノエでは現場でご活躍の皆様方から頂いたご意見、アイデアやヒント、企画を、製品化・企画化する事に取組んでおります。どんな小さなことでも結構です、下記担当者にご連絡下さい。

株式会社 コノエ

<http://www.konoe.co.jp/>

測量事業本部 水嶋 宏道

E-mail:h.mizushima@konoe.co.jp

〒578-0957 大阪府東大阪市本庄中2丁目3番36号

Tel: 06-6747-6051 Fax: 06-6747-6053

Ⅰ 財務省省令の改正のポイント

隠居 おやまあ、町内屈指の働き者で物知りの調査士シゲ吉さんじゃないか、今日はどうなすったい？

シゲ吉 ご隠居は、情報が入るのが遅いと嘆いて

いたんで、先週令和 5 年 6 月 23 日財理第 1830 号で、財務省省令「旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領」が改正されたことをご存じでないと思い、駆けつけやした。

隠居 その件なら、昨日聞いたよ。びっくりした。グンマ町の早耳ホーリーさんから「toshi.hokin@gmail.com」にメールが届いたんじゃ。拙老は、最近では情報網が枯渇しちゃったんで、新しい情報や意味の分からない法令通達等を発見したらぜひ教えて欲しいということで、官公署や調査士の皆さん方をお願いしてる。そのお陰!!ありがたいことじゃ。

ホーリーさんから財務の新省令発遣の連絡を受けて、拙老もすぐにネットで確認したんじゃが、財務のウェブサイトは古い通達のままじゃった。役所の「由（依）らしむべし知らしむべからず」の体質は未だに変わっとらん。ああ嘆かわしい～♡

シゲ吉 あっしゃ、ご隠居の嘆きを聞きに来たんじゃないんすよお。ご隠居が財務の省令改正を知ってるなら、話は早いす。改正前は、境界確定協議の対象は、「所有権界」と明言していた財務省省令が、改正後は、境界確定とは「不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）123 条 1 号に規定する筆界を確認するとともに、旧法定外公共物とその隣接土地との所有権の範囲（以下「所有権界」という。）を確定することをいう。」と改めたんですよね。

ご隠居が指南書（境界の理論と実務〔改訂版〕32 頁ア、34 頁イ、409 頁ウ）に書いてる、「筆界



で所有権界の合意をすること」と同じ趣旨に財務省省令が替えられた、ということですかい。めでてえじゃないですかい。

隠居 その趣旨を境界本に書いたのは、平成 21（2009）年のことじゃから、残念ながら拙著の影響とは思えんのお。

シゲ吉 いずれにしても、所有権界のみが旧法定外公共物の官民境界確定協議の対象だとする長年の実務に、唐突にも「筆界を確認するとともに」というすごい要件が加わっちゃった。…なんで、そのようなコペルニクスの展開になったんでやんすかい？

隠居 いつも拙老が愚痴っているとおり、役所はなかなかウェブサイトの新情報を載せようとせん。拙老の個人的な情報源も乏しい。今回も改正事由が伝わって来んのじゃ。

そこでじゃ、シゲ吉っあん、先ずはこれまで何故、財務当局が官民境界確定協議の対象は「所有権界」のみと解釈していたのかを一緒に考えてみようではないか。

シゲ吉 ありがてえ。ご隠居の長年の講釈師としての要領でわかり易く教えてくんまし。

2 改正前に協議の対象は「所有権界のみ」とされていた論拠

隠居 講釈師でない、大学院教授エトセトラじゃ。拙宅の白板に箇条書きするとじゃな…。

- ① 筆界は、不動産の公的存在であり、もっぱら登記官が独占的に管理すべきもの。私人は勝手に筆界を変えられない。
- ② 所有権界は、私人の私人との権利の衝突を調整するための法律である民法に基礎を置いている。
- ③ 財務省の管理する旧法定外公共物は、一括譲与から漏れた普通財産、すなわち国といえども、私人と同等の立場で管理すべき私物と位置付けられる。よって、②によれば、民法の中で語られるべき法律関係となる。
- ④ ちなみに、令和 2 年改正土地基本法 6 条は、土地所有者等の責務を定めるに当たり、そ

の第2項で、「土地の所有者は、…その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。」と明記している。同規定によれば、土地所有者同士の境界確定協議の対象は、所有権界という帰結になる。

- ⑤ 相続土地の国庫帰属についての法務省令和5年通達も、申請人たる土地所有者は、「所有権界」に争いのないことを証明するだけで足りるとしている（前回のミチクサ参照）。

以上①～⑤のいずれの観点に照らしても、国が私人と同等の立場で所有する旧法定外公物につき私人たる隣地所有者との間で行う「境界」確定協議の対象は、「所有権界」でしかあり得ることになるじゃろ。

シゲ吉 確かに、仰せのとおりとしか言いようがないデス。加えて、ご隠居の境界本改訂版とやらの指南書によれば、⑥番目の論拠として、先例的意義を有する東京地裁判決昭和56年3月30日行裁例集32巻3号457頁も、官民境界確定協議の対象たる「境界」は所有権界と判示しているそうでやんすからね。

隠居 確かに「行裁例集」掲載の判決は、下級審でも参照に値する重要判決ばかりじゃからな。しかし実は、今回の議論の中で⑥裁判例を論拠に挙げるのは、厳密には間違いじゃ。後で時間があれば（すなわち、この草稿の許容枚数が足りれば）言及するが、なんせ「ハウキンの道草」という道草程度のショボい枚数しか与えられらんから無理かのお。

シゲ吉 何言ってるんですかい、今回は「祝・財務省省令改正！」ちゅう、めでたい話ですから、ご祝儀の紙数いただきやしょうや。…おっとっと、ムダ話の紙数はござんせん。

旧来の所有権界のみという実務は、白板に整理書きしていただいたところによれば、完璧なまでの論拠に支えられておりやした。「所有権界」についての協議ですと、我々調査士の出る幕ではなさそうでしたよね。それなのに何故、今回「筆界を確認するとともに」という、調査士の活躍の場となる文言を、財務当局は加えて下さったんですかねえ？

3 筆界確認抜きで所有権界のみを官民境界確定協議の対象とした場合の不都合

隠居 財務省のホンネは拙老には判らん。通達を仔細に読むと、法務省令和4年指針つまり「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて」（法務省民二第536号）の影響を多大に受けておるから、法務省令和4年指針との整合性を図ったものと考えるのが素直なところじゃろうのお。

シゲ吉 しかし、ご隠居は「へそ曲がり」じゃなかった、「ひねくれ者」じゃなかった、いっばしの「学者気取り」だから、変な理屈を考えているんでがんしょ？

隠居 まあなあ。シゲ吉っあんもご存じのとおり、拙老は、常々、官民境界確定協議では「筆界についての認識の一致を確認し、その位置を所有権界として合意」するのでなければダメじゃと指摘しておった。

シゲ吉 あっしは、幸か不幸かご隠居の金魚のフンでやんすから、指南書の言い分も良く心得ておりやす。ご隠居に倣ってご隠居の白板に箇条書きしやすと…。

- ① 筆界についての相隣地所有者の「認識の一致」があれば、地積更正・分筆・地図訂正あるいは地籍調査等の各担当官は、次の行政的手順（地積更正等の登記実行や地籍図に筆界を記入する手続）に進むことができるようになる（22頁ア）。
- ② 境界明示等、官民境界確定協議を申請する国民の側から見れば、所有権界を確認してもらいよりも、むしろ筆界についての認識の一致を得ることで、分筆等の登記申請手続を進めることができるとの動機で境界明示等を申請しているのに、その法的効果を生じないのは不合理（37頁ウ）、408頁（5）、416頁3）。
- ③ 「筆界についての認識の一致」があれば、登記官による筆界調査や国土調査における一筆地調査に際しての有力な資料となる（69頁1）。
- ④ 国民の目から見れば、自分の土地と隣地の間の境界は「1本」である。ところが、法令上は、実務に影響の大きいものだけでも、所有権の及ぶ範囲を示す所有権界、地番境を示す筆界、道路・水路等の範囲を示す公物管理界がある。それらは本来「1本」であるべきなのに、根拠法令の違いにより、必然的なかい離を招き（42頁2）、それが国民を当惑させ、時に不幸な近隣紛争の引き

金となっている。そのことを思うとき、官公署が調査・確認し、統合に導くべき境界は「所有権界兼筆界兼公物管理界」でなければならない。実際、㊦官民境界確定協議は、沿革的には財産管理型すなわち「所有権界兼筆界」を決める手続だった(61頁(3))、㊧そのため、現在でも登記官は所有権界に係る官民境界確定協議の成果を「筆界についての認識の一致もある」と見て、筆界判断の資料としている、㊨国民や取引社会も所有権界と筆界とで食い違いがあるとは予期していない、㊩裁判官すら、公物管理界の存在を知らないままであろうか、「官有地の管理がなござりであったり、境界が安易に確定されたりすることは考えにくい」として、公民の境界石があるところすなわち筆界があると勘違いする例がある。したがって、官公署の境界確定協議を扱う者は、たとえ協議の対象が公物管理界(公物管理型)とされている場合であっても、法務局や土地家屋調査士等の専門家に照会するなどして、極力、「所有権界兼筆界兼公物管理界」を探索する責務があると言える(409頁)。

隠居 まあ良く調べたもんじゃ。要するに、所有権界のみが境界確定協議の対象だとする議論は、概念的・形式論的であって、実務の要請とはかけ離れておる。「理路整然と結論を誤ることなかれ。」それこそ裁判の鉄則なのじゃ。法社会学的解釈論(それ自体、古いがのお)を身上とする拙老は、地に足が着いた解釈論を展開しろと言っておる。コホン。

実は、シゲ吉っあんが指摘してくれた論拠だけではない。今、財務省改正前の省令に従って旧来の実務のように、旧法定外公共物とその隣接土地との所有権の範囲(そのへりとしての「所有権界の合意」)のみで手続を進めていくと、結果的に無責任な街づくりに加担していく結果となるのじゃ。

4 所有権界のみで協議した際の病理現象の出現

隠居 官民境界確定協議は、実務上、隣地所有者からの申請がある都度、言い換えれば場当たりに、異なる時期に異なる場所で実施されて来てる。その際、道路や水路の管理担当者が、筆界を念頭に置かず、申請地との所有権界の合意のみで境界確定協議を行うこととなると、いき

おい、占有関係の現況を重視した不適切な「境界」が作り上げられていくんじゃ。辛辣なベテラン登記官の言によれば、「悪しき現況主義」で官民境界がポツリ、ポツリとパッチワークさながらに半ば恣意的に作られていく。おぞましい限りじゃ。

その結果、気付いてみれば、道路について言うと、公図上(すなわち筆界)はほぼ真っ直ぐな道路のはずなのに、強い者の隣地は出っ張り、気弱な者の民地は筆界までで引っ込むという、さながら「大きな蛙や小さな蛙を次々呑み込んで、のたうち回っている大蛇さながら」の道路が形成されてしまう例が出現する。

さらには、場当たりに所有権界合意を行った結果、対側地との道路幅が足りなくなり、立ち往生している道路管理者が出現している。シゲ吉 対側地問題を知らねえ調査士はいないっすよ。

隠居 河川について言うと、同一河川でありながら、のり面の全部を民地として官民境界確定協議をした例もあれば、全部官地とした例も、更には喫水面を基準として一部民地とした例すらあるという状態が出現している。その河川について、大震災によるのり面崩落が発生し、その修復を官民どちらが行うのか、官側のちぐはぐな対応に批判が集中しているとの例もある。

拙老には守秘義務が被るので、ここで具体的には指摘はできんが、筆界を念頭に置かない旧来の実務は、社会に大きな禍根を残しておるのじゃ。財務省は、当然そのような病理現象を把握しており、それが今回の筆界重視の財務省省令改正につながったのかも知れんのお。また、そうであって欲しいものじゃ。

シゲ吉 あっしら調査士もベテラン登記官のおっしゃる「悪しき現況主義」を多く見聞きしておりやす。それゆえに出たところ勝負の境界確定協議を繰り返すのでなく、特に旧法定外公共物に多い狭隘道路を中心に、いわば「道路筆界先行確定型の境界調査」を官側の事業として提唱しているんでやんすが、まだまだ官側の危機意識は薄いようでして…。

隠居 今回の財務省省令の改正を契機に、道路・水路の管理者側が、これまでのように場当たりに筆界を確認していくのは、筆界判定の効率に照らしても都合が悪いと気づいてくれれば良いがのう。その上で、道路・水路全体の筆界調査を主体的に実施しようという機運が高まれば、

先ほど拙老が指摘したような市民を困らせる病理現象も収まろうというもんじゃが…。

今回の財務省省令改正は、当面の対象を普通財産たる旧法定外公共有物に限ったものじゃ。しかし、事は国有財産法上の官民境界確定協議全般と通じるものがある。さらには、これまで財務省の実務を手本としてきた地方自治体の官民境界確定協議の実務も、今回の省令改正を契機として、自己の条例・規則・要綱などに係る解釈の変更を行うこととなる。

それゆえ調査士は、これを機に、「筆界を明らかにする専門家」としての使命を大いに発揮し、官公署や登記官との連携を深め、道路・水路全体の筆界調査を推進して欲しいのじゃ。いきなりの実施が難しければ、まずは狭隘道路、道路内民有地、改正土地基本法をテコとした一括譲与財産の表示登記推進等々で連携を図るのが望ましいが…。

シゲ吉 そのためには、県や市町村のほか、財務局、国交省の出先機関、法務局の他、弁護士会も参加した、境界問題連絡協議会を都道府県単位で立ち上げることがベストなんすけどね～。

隠居 拙老が法務省の役人じゃった頃には、皆が本省に働きかけて、自治体や関係諸官庁を巻き込んだ様々な組織横断的な協議会を作っておった。拙老も当時まだほとんどが国有だった法定外公共有物についての「国有財産時効確認連絡会」を地域ごとに立ち上げることを提唱して、建設省（当時の所管官庁）や県、市町村などから喜ばれたもんじゃ。調査士も全国会長会あたりが中心となって、まじめに取り組んだら良かろうものを…。

（以上、「祝・財務省省令改正」前編）

【お詫びと訂正】

前号「相続財産の国庫帰属と土地家屋調査士の役割」の情報提供は、北イワテ町ご出身の八五郎さんからいただいております。改めて敬意を表させていただきます。ところが、粗忽者の拙老は、初稿の訂正アドバイスを八五郎さんから頂きながら、うっかり初稿のまま登載してしまいました。その結果、調査士の仕事ぶりを誤解した部分を載せてしまいました。以下に改めてお詫びと訂正をさせていただきます。

〔改正土地基本法に関する記述の補訂〕

ご隠居「まだ、勉強不足で直接の論拠は掴んでおらん。しかし、所有権界にこだわる底流には、改

正土地基本法（令和2年法律第12号）があると拙老は見ておる。」

八五郎「大きく出やがったな。基本法なんちゅうもんは、ただ原理・原則を厳かに宣言しているだけのもんじゃねえですか。改正？モチロン先刻承知。ただ、そんなお経みたいなもんの改正までいちいち気にしている奴なんかいねえすよ。」

〔八五郎の最後のセリフ〕

八五郎「ご隠居は、歳のせいで最後はいつも夢物語だ。しかし、あちら調査士はそうは行かねえ。これから仲間を集めて、法務局の助っ人として筆界を明らかにしていく手順を探りやす、夢の実現に突っ走るぜ！」

（了）

全国お役所百景：岐阜市役所



岐阜市役所16階から金華山と長良川を望む



岐阜市役所外観

地理院地図 GSI Maps より作成

編集後記

各地連日猛暑日が続く、気を付けて現場作業しなければ命にかかわるような暑さになっています。まだまだ暑さは続くようです。十分気を付けて現場の作業を行ってください。

台風6号、7号もこれまでとは違った進路をたどり、大きな爪痕を残し、台風が過ぎ去っても広い範囲で被害を残していきました、これまでの「台風一過」とは名ばかりになってきているようです。

さて、本年10月24日兵庫県神戸市において、「狭あい道路解消シンポジウム」が開催されます。

日調連主催のシンポジウムですが、狭あい道路の解消は、公嘱協会においても関係の深い演題です。このシンポジウムを全国のブロック単位での開催をお願いしたいところです。

又、令和2年3月に成立・公布された土地基本法の一部改正により、「登記の手続きその他権利関係の明確化及び当該土地の所有権の境界の明確化のための

措置を適切に講ずるよう努めなければならない」との規定が追加され、土地所有者等の責務が明確になりました。里道水路の所有者は、市町村です。里道水路等の境界の管理は市町村が行わなければならないこととなります。

筆界の専門家としての調査士が社員である公嘱協会が、官民境界確認業務のお手伝いをする事で権利の明確化に寄与できると思います。

この狭あい道路の解消と土地基本法の改正は公嘱協会にとって追い風となります。全公連では、官公署への啓発に役立てて頂けるようパンフレット等を作成しており、ホームページに掲載しておりますので活用して頂ければと思います。

全公連へのご意見やご要望、又は全国の各協会への発信したい情報等がございましたら全公連事務局までお知らせください。

(広報委員 吉村秀一)

お願い

「全公連だより」へ掲載できるイベント・講演会等の情報提供、知っとく情報への掲載記事、投稿写真、論文、意見発表など募集いたします。

詳しい募集要領は事務局にお問い合わせください。

また、「全公連だより」へのご感想、意見をお寄せください。

(広報委員会)

令和5年9月1日発行

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

〒112-0013 東京都文京区音羽1丁目15番15号

シティ音羽2階 205号

Tel(03)5976-6761 Fax(03)5976-6762

Mail zenkoren@sepia.ocn.ne.jp

担当:広報委員会

